

農業委員会定例会9月

1. 開催日時 令和5年9月20日 午後1時30分～
2. 開催場所 小豆島町役場 3階 大会議室
3. 欠席委員 5番委員、6番委員、7番委員、12番委員
4. 議事日程
 - (1) 審議事項
 - 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
 - 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請承認について（知事処分）
 - 議案第3号 農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について
5. その他
6. 会議の概要

事務局長	ただいまから定例会を開催したいと思います。 議事につきましては、会長に進行をお願いします。
議長	(会長あいさつ) それでは、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の1番について、事務局から説明をお願いします。 1番は、[]在住の[]さん所有の []畑 588㎡ について []の[]が譲り受け、申請地では []を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。
事務局	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
職務代理	この(隣接する宅地の)[]という方がお住まいになってお亡くなりになってということなんですが、(所有者さんは)おそらく[]だと思うんです。 ちょっとご本人なり、お借りする方にはお会いもできてないしお話も聞いてないんですけども、現地は見て参りました。この私の家からも近いんですけど、大体もう宅地の横につける昔でいうなじりみたいなところなんですけど、こういうところが非常にもう、最近荒れて困っておりますので、耕作していただけることであれば、非常にありがたいと思っております。そういうことでいいんじゃないかなと思っております。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第1号(農地法第3条の規定による許可申請)の2番について、事務局から説明をお願いします。

事務局	<p>2番は、[]在住の[]さん所有の [] 田 576 m² と [] 畑 44 m² の計2筆620 m²について []の[]さんが譲り受け、申請地では[]を栽培 する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各 号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
10番委員	<p>地図見ていただいたらわかるんですが[]行きますて上に行けば、[] []があるところの2枚目でございます。田んぼが2枚 目で、現在[]が作られております。相手からの要望でもう島外にい てこちらの財産を全部処分しまいたいということで、ただあんまり高い値 段になると[]これ20年後に自分がまた相続するとき困るでという話 はして、[]です。もう一つの畑なんですけ れども、上の方にあります。うちがちょうど東側で畑作っております。 その横をもうほとんど山林になってるんですが、栗の木が植わっており ます。下草さえ変えれば、十分畑とし、[]そして、使えるところござ います。広さ現在作っておりますので、何ら問題はないと思います。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>審議する。</p>
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり とします。 次に、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の3番と議案第 2号（農地法第5条の規定による許可申請）の1番について、関連がありま すので一括して事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号の3番は、[]在住の[]所有の [] 田 44 m²</p>

	<p> [redacted] 田 438 m² [redacted] 田 308 m² の計3筆790 m²について [redacted]の[redacted]が譲り受け、申請地では[redacted]を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。 議案第2号の1番は、同じく[redacted]在住の[redacted]所有の [redacted] 田 1,039 m²について [redacted]の[redacted]が、[redacted]にするための転用申請となっています。 [redacted]は、現在、[redacted]と[redacted]に[redacted]を借り受け、[redacted]として利用していますが、手狭になりつつあり、新たに[redacted]を整備することとしています。 転用に係る造成については、北東側に1.4m程度のコンクリート擁壁を設置し、花崗土で0.9mまでの盛土を行う計画になっています。また、雨水については自然浸透により排水する計画となっています。 申請地は第2種農地に区分され、被害防除計画、隣接関係等においても特に問題となるものはなく、審査基準については、特に支障になるものは無いと判断しています。 </p>
議長	<p> 地元委員さん、この件について補足説明はありますか。 </p>
9番委員	<p> 一応見に行ったんですけどね。これ木や竹やなんや、弦もあって、入ってもいけんでね。それでもう、(地図上にある)道がどこやらわからんのですわ。一応なんか入ってみおりましたら、(1つ、)杭は打っておりました。赤のやからもう役場の方から分やね。だからその一遍これ掃除をしてもろて、刈ってもらって下刈りしてもろてから、もう1回確認してもらわんならわからんね。一応(道や水路があった)ここら辺をちょっと、簡単でもいいからわかるように刈ってもらわんなら、確認しようが無いね。 </p>
議長	<p> これほんなら、ちょっと[redacted]に、連絡とって、1回現地が見えるようにしてくれて、それをうちの委員会からは要請して、それによってもう1回、覗きに行ってもらって、今回ちょっと保留にさしてもらってどうするか、1回刈ったやつをもう1回見に行きますということにしておき </p>

	<p>ましようか。</p> <p>多分、もう長い間ほったらかしやから、そういうことでちょっと現地が把握できんのでちょっと今回、できるようにしてくれということを要請して、それからまた地元の9番委員が見て、それ、前もって進めるものなら進めるということで、保留で、次回なり、もっかい再度出していただくということでよろしいでしょうか。</p>
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。そういうことで、委員会では保留と取扱いさせていただきます。続いて、議案第1号（農地法第3条の規定による許可申請）の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	<p>4番は、■■■■在住の■■■■■所有の■■■■■畑 146㎡ について■■■■■の■■■■■が譲り受け、申請地では■■■■■を栽培する計画となっています。今回の申請については、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、審査の基準は満たすものと判断しています。</p>
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
11番委員	<p>この件ですけど地図見てもらったらわかるんですけど隣の■■■■■の宅地、これが以前家が建ったんですけども今潰しても更地にしてしまったんです。それを購入しようかということで、それやったらこの畑も一緒にということで、■■■■■、購入するということになったようです。</p> <p>もうここは花を植えていまして実際■■■■■ですけど問題ないと思います。</p>
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおり

事務局	<p>とします。</p> <p>次に、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の1番について、事務局から説明をお願いします。</p> <p>1番は、■■■■■在住の■■■■■所有の■■■■■畑 649 m² について■■■■■の■■■■■が、引き続き借り受けるものです。</p> <p>申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は5年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
職務代理	<p>■■■■■についてはご夫婦で■■■■■を専業で農業されている方です。</p> <p>地区でも、比較的規模の大きい■■■■■されている農家さんでございますので、引き続きということでございます全く問題がないと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>審議する。</p>
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の2番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>2番は、■■■■■在住の■■■■■所有の■■■■■畑 1,365 m² について</p> <p>（公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。</p> <p>申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は10年間の賃貸借となって</p>

	<p>います。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さん、この件について補足説明はありますか。</p>
1番委員	<p>一応見てきましたけども以前から■■■■■がここへ作ってますので、今回、香川県農地機構さんを通しての貸借で継続になりますので、全く問題ないと思います。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>審議する。</p>
議長	<p>審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。</p> <p>続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の3番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>3番は、■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■畑 291㎡ について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。</p> <p>本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>地元委員さんは欠席ですが、何か意見はありますか。</p>
事務局	<p>6番委員から、すでに■■■■■も植わっていて、すぐにでもいける状態ですので、問題ないと伺っております。</p>
議長	<p>この件について意見はありますか。</p>

委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。 続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の4番について、事務局から説明をお願いします。
事務局	4番は、■■■■■在住の■■■■■所有の ■■■■■田 458㎡ について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。
議長	地元委員さん、この件について補足説明はありますか。
10番委員	皆さん地図見ておわかりいただけると思うんですが、■■■■■ ■■■■■の手前側です。 現在■■■■■が借り受けして、■■■■■が中心となって、■■■■■ ■■■■■、全部■■■■■が中心となって 作っていただいています。■■■■■に変えたけどこれだけ手続きの関係で遅かったから、他は■■■■■がまた借り受けて作っております。現状のままで何も変わっておりませんので問題ないかと思います。
議長	この件について意見はありますか。
委員一同	審議する。
議長	審議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、申請のとおりとします。

	<p>続いて、議案第3号（農用地利用集積計画（利用権設定））の5番について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>5番は、■■■■■在住の■■■■■さん所有の ■■■■■畑 1,552 m² ■■■■■畑 291 m² の計2筆1,843 m²について （公財）香川県農地機構が借り受け、農地中間管理事業として、農地の借入希望者である■■■■■の■■■■■に貸し付けるものです。 申請地では、■■■■■を栽培する計画で、期間は6年間の賃貸借となっています。 本貸借について、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件も満たしているものと判断しています。</p>
議長	<p>はいそれでは私が地元の委員でございまして、中間管理機構の■■■■■に大変お骨折りをいただいて、あちこちの■■■■■に声をかけていただいて、やっと■■■■■が、お借りしていただけたというような案件でございませう。この前の台風でちょっと、土砂が流れて、大変になつとるなという私ちょっと見に行ったらありました。まだ、何とか■■■■■やけど、ぜひよろしくお願ひいたしますって■■■■■には言っております。 私からはもう全然問題ないかと思ひます。この件について意見はありますか。</p>
委員一同	<p>審議する。</p>
議長	<p>協議の結果を述べる。ご異議がないようでございますので、農業委員会では承認するものとします。 議案の審議はこれで終わりましたので、いったん定例会を閉会します。 それでは、職務代理者閉会のあいさつをお願いします。</p>
職務代理	<p>今日はもう少なかったんですが、1件はちょっと確認するにはちょっと困難な場所があったということで、きちんと草刈などして再確認ということになりましたが、それ以外のところについては原案通り承認いただいたということでございます。</p>

冒頭会長の方から異常な暑さの話がありましたけど、この時期になって私いつも思うのが、10月に入るところになったら、昔はもう伝承菊がたくさんあって、10月に入ると電気をそろそろ打ち切って、花を咲かすに最低温度18度ぐらいはいるんやいうことで、9月中にはビニールが張れるように準備しとけよ言うようなことと言ったんですがこの頃はもう全然、それどころかビニールなんかかけたら大変なことになるような、わずか二、三十年のことで大きなもう気候の変動があるもんだなと実感しております。

まだまだ暑いところで、農地パトロールについても、まだ自分自身もまだ十分できてないんですが、今週末ぐらいから若干秋の気配がしていくということのようですので、そちらの方も進めていかないかんと思っております。皆さん方もお体に気をつけながらお願いできる方をいただいたらと思います。

以上で閉会とさせていただきますどうぞご苦労さまでございました。

閉 会 午後2時00分

議 長 会長

議事録署名人 11 番

議事録署名人 1 番